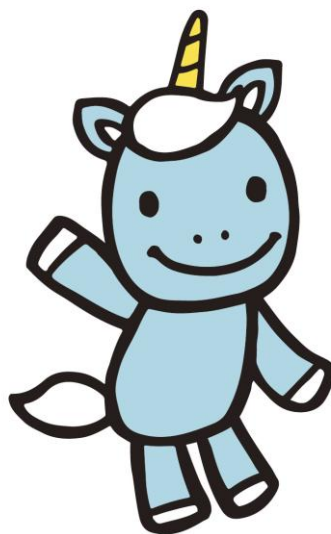


トレジャーキッズ てんのうでん保育園



ユニコーンのユニジャー

いつも元気いっぱい、思いついたら走り出しちゃう！
泣いている子を見つけたら、魔法の角であら不思議
にこにこ笑顔に変えちゃいます
でも実は甘えんぼう、誰かにくっついて眠るのが好き

重要事項説明書 兼 入園のしおり

令和 7 年度

株式会社セリオ

目次

第1章 施設概要	P2	第4章 家庭との連携	P17
1. 施設の目的及び運営の方針	P2	1. 園からのお知らせ	P17
2. 施設運営主体	P2	2. 保護者様のご連絡について	P19
3. 施設の概要	P2	3. 緊急時の連絡方法	P19
4. 当園における施設の概要	P3	4. 非常災害対策	P21
5. 主な設備の概要	P3	5. 緊急時の対応	P22
6. 職員体制	P3	6. 家庭と保育園との連絡について	P22
7. 食事の提供法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況	P4	7. 保育内容に関する相談・苦情窓口	P22
8. 園児の利用状況	P4	8. 虐待防止等の措置について	P24
9. 園舎見取り図	P5	9. 第三者評価について	P24
第2章 保育の内容	P6	10. 利用者に対しての保険	P25
1. 保育の理念、目標など	P6	11. 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて	P25
2. 保育の特徴	P7	12. 写真について	P26
3. 利用の開始に関する事項	P7	13. 宗教について	P26
4. 利用の終了に関する事項	P7		
5. 保育について	P8	(添付書類)	
6. 保育園の1年	P11	①トレジャーキッズてんのうでん保育園における個人情報の方針及び個人情報の取り扱いについて	
7. 登降園について	P11	②学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書	
8. 食事と離乳食	P12	③気管支拡張剤テープ確認票	
第3章 保健と健康管理	P13	④SIDSリーフレット	
1. 登園の条件について	P13	⑤個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて(同意書)	
2. 保育園とくすり	P14	⑥重要事項説明書兼入園のしおり同意書	
3. 園児健康診断	P15		
4. 嘱託医について	P15		
5. 感染症の登園基準	P15		
6. 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守るために	P16		
7. 予防接種	P16		

【第 1 章 施設概要】

1. 施設の目的及び運営の方針

トレジャーキッズてんのうでん保育園（以下「当園」という。）は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連絡を図りながら、園児の保護者に対する支援を行うように努めます。

2. 施設運営主体

事業者の名称	株式会社セリオ
事業者の所在地	〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル8階
事業者の連絡先	06-6442-0600（本社）
代表者氏名	代表取締役 黒崎 泰司

3. 利用施設

種別	保育所							
名称	トレジャーキッズてんのうでん保育園							
所在地	大阪府大阪市城東区天王田 13-4							
連絡先	電話番号 06-6923-9700 FAX 番号 同上							
施設長氏名	松永 里美							
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童							
開設年月日	2019 年 4 月 1 日							
施設・事業所番号	2710008000095							
ホームページ	http://www.serio-corp.com							
認可定員	年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	クラス名	ほし組	つき組	にじ組	かぜ組	そら組	だいち組	
	人数	14 人	15 人	15 人	20 人	20 人	20 人	104 人
利用定員	満 3 歳以上の児童				38 人			
	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童				30 人			
	満 1 歳未満の児童				12 人			

4. 当園における施設の概要

敷地	専有面積	667.15 m ²
	園庭	230.47 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2 階建のうち 1 階、2 階
	延べ	499.55 m ²
園庭		230.47 m ²
代替公園	天王田公園	4,280 m ²

5. 主な設備の概要

設備	部屋数	面積
ほふく室（0 歳児）	1 室	72 m ²
乳児室（1 歳児）	1 室	47.94 m ²
保育室（2 歳児）	1 室	39.14 m ²
保育室（3・4・5 歳児）	1 室	40.57 m ²
保育室（保育室）	1 室	40.33 m ²
保育室（3・4・5 歳児）	1 室	42.20 m ²
調理室	1 室	23.65 m ²
幼児用トイレ	1 室	23.65 m ²
乳児用トイレ（木浴室含む）	2 室	21.88 m ²

当園は安心安全な施設運営への取り組みのため、園内みまもりカメラの導入しております。

- ・目的：外部からの侵入抑止および園内トラブル（ケガ、不審者侵入）発生時の事実確認ため
- ・設置場所：各保育室および玄関

6. 職員体制（令和 6 年 4 月 1 日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職務の内容	勤務体系
園長	1 人	1 人	0 人	園務をつかさどり、所属職員を監督	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
主任保育士	1 人	1 人	0 人	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
保育士	19 人	12 人	7 人	園児の保育	(7:30~19:30) の中で シフト
栄養士	2 人	2 人	0 人	園児の栄養指導	(8:00~18:00) の中で シフト
調理員	3 人	0 人	3 人	給食の調理	(8:30~16:30) の中で シフト
看護師	1 人	0 人	1 人	園児の健康管理	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
保育補助	3 人	0 人	3 人	園児の保育及び園内清掃	9:00~17:00 又は 15:30~19:30

※当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

- 食事の提供方法

自園調理

- 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	10 時 45 分頃	14 時 30 分頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	1 1 時頃	14 時 30 分頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	1 1 時頃	14 時 30 分頃	
3 歳児		1 1 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		1 1 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		1 1 時 30 分頃	15 時頃	

8. 園児の利用状況（毎年度 4 月 1 日時点）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (予定)
0 歳児	5 人	5 人	6 人
1 歳児	15 人	15 人	14 人
2 歳児	15 人	15 人	15 人
3 歳児	16 人	16 人	16 人
4 歳児	15 人	17 人	16 人
5 歳児	14 人	15 人	16 人

子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨なし
(ある場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

9. 園舎見取り図



● 見守りカメラ設置場所

【第2章 保育の内容】

1. 保育の理念、目標など

セリオの保育

自分らしくいてほしいから
健やかでいてほしいから
自信をもってほしいから
なんにでも向かっていってほしいから
友だちを大切にしてほしいから

やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

保育理念

子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

保育方針

- 家庭的な環境を意識し、人間形成の基礎を築きます。
- 生活や遊びを通じて、一人ひとりの個性を尊重し生きる力を育てます。
- 集団生活をする中で、仲間を作り、仲間の大切さ、協力し助け合うことの大切さを知ります。

保育目標

- 1 あいさつができるこども
- 2 どんなことにも挑戦するこども
- 3 自分もおともだちのことも大好きといえるこども

2. 保育の特徴

「乳児担当制保育」「幼児異年齢保育」「特別支援保育」「季節に応じた保育」「食育」「スイミング」「体操教室」「リトミック」「英語」を取り入れております。

厚生労働省・子ども家庭庁より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

○特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

3. 利用の開始に関する事項

当園は、区市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとします。

4. 利用の終了に関する事項

(1) 下記の場合、保育の提供を終了します

- 満 6 歳を迎える年度を終了したとき
- 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- 保育認定こどもに該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 退園について

退園・転園を希望される場合には、速やかに城東区役所と当園までご連絡いただきますようお願いいたします。

※当園を退園・転園された後にも相談等ございましたら、園の方にご連絡ください。

5. 保育について

0 歳～5 歳までの一貫した就学前保育（養護・教育）をいたします。

(1) 保育時間

1 1 時間開所となります。

		月曜～金曜	土曜
標準時間保育		7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
短時間保育		9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00
延長保育時間	標準	18:31～19:30	
	短時間	7:30～8:59	
		17:01～19:30	
休園日		○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始（12月29日・30日・31日及び1月2日・3日）	

※お仕事を休まれてご自宅におられる場合は、午前 9 時から午後 5 時までの保育にご協力お願いします。

またお仕事がお休みの場合は必ず、担任にご連絡をお願いします。

※ご兄弟の育休をとられている方は、短時間保育認定になります。同様に午後 5 時までの保育にご協力お願いいたします

(2) 土曜保育について

- ・土曜保育には、お申込書とご家族の土曜就労証明書が必要です。
- ・保護者のどなたかが土曜休日の場合はご家庭での保育をお願い致します。
- ・土曜利用をされる場合は、キッズダイアリーに保護者予定表を作成後、別途土曜日出席表にて、前月 25 日までにお知らせください。

(3) 延長保育について

- ① 標準時間認定をされた方で、18 時 31 分以降の利用をされる場合
- ② 短時間認定をされた方で、7 時 30 分から 8 時 59 分、及び 17 時 01 分以降の間で利用をされる場合
（勤務時間・通勤経路・通勤時間など審査のうえ、決定します）

保護者の就労形態や通勤時間のなどで 18 時 30 分以降の保育が必要になった場合、延長保育の申請をしてください。また、お仕事の都合等で急遽延長保育を希望される場合は、必ず事前に保育園までご連絡ください。

③ 時間単位

④ 利用時間		料金（税込）
短時間保育利用者	7：30～8：59 及び 17：01～19：30	1 時間 300 円
標準保育利用者	18：31～19：30	1 時間 300 円

利用料金

●月極月額延長料金：2,900 円●※標準保育利用者のみ利用可能

●1 日の延長利用料：1 時間につき 300 円

※万が一、閉園時間後のお迎えとなった場合については、月極・日額問わず、10 分ごとに 1000 円の費用が発生いたします。（平日：19 時 31 分以降 土曜日：18 時 31 分以降）

●料金について

①利用者負担について

（ア）各年齢に応じた特別保育や、用品代などご負担いただく費用については、表①をもとにご用意をお願い致します。（金額は税込みで表示しています）

表②は、各ご家庭との直接販売になるものです。必要に応じてご購入ください。

（イ）この表以外に、遠足、ゆうやけ保育などの実費は、必要に応じて別途徴収させていただきます。

（令和 6 年度実績） 卒園アルバム 5,060 円（予定）・遠足（3.4.5 歳児 2,247 円）

園外活動（5 歳児 1000 円程度）・ゆうやけ保育（5 歳児 725 円）

表①

項目	内容／ご負担いただく理由	金額
延長保育料（月額）	時間外保育利用時	2,900 円
延長保育料 （1 時間につき）	時間外保育利用時	300 円
給食主食費（月額） ※3 歳児以上	3 歳児以上 幼児主食費	1,700 円
給食副食費（月額） ※3 歳児以上	3 歳児以上 幼児副食費	5,000 円
保育材料費（月額） （行事費用・プレゼント費用）	全園児	400 円
絵本代	各年齢に合わせて	別途同意書に記載 （絵本決定後 4 月に配布します）
用品代	年齢に合わせて用意 入園時	0 歳 1005 円 1 歳：2035 円 2 歳：2705 円 3 歳：10,495 円 4 歳：10,495 円 5 歳：10,820 円
体育指導（月額）	2 歳以上、週 1 回 （希望者）	970 円
リトミック	2 歳児以上、月 2 回 （希望者）	1 回 1,100 円（予定）
スイミング	3 歳児以上、月 1～2 回 （希望者）	1 回 1,650 円（予定） （バス代含む）
スポーツ振興会保険料	全園児	210 円
制服代※3 歳児以上 旧体操服	3 歳児以上、入園時 購入を希望される方	20,290 円～20,900 円 4,900 円

表② 保護者の方が直接購入となるもの

項目	内容	金額
オムツ定額サービス（月額）	全年齢（希望者）	2,200 円
写真販売（スタジオアリス）	全年齢（希望者）	L サイズ 1 枚 77 円（職員撮影）
		L サイズ 1 枚 110 円（カメラマン撮影）
体操服代（ロゴ入り）	2 歳児以上 （長袖・長ズボンは希望者）	半袖 2,300 円
		半ズボン 1,900 円
		長袖 3,000 円
		長ズボン 2,300 円
スモック（クリーム）（ロゴ入り）	3 歳児以上	1,800 円
コットシャツ（ロゴ入り）	全年齢（希望者）	春夏 1,500 円 秋冬 2,200 円

※保護者の方の直接購入となるもののお問い合わせ等は、直接販売先にご連絡をお願いいたします。

※体育指導、スイミング、リトミックは希望者となっておりますが、身体づくりや、集中力を養う良いプログラムとなっておりますので、ぜひ参加していただきますようお願いいたします。

別途、同意書をいただき、徴収をさせていただくものとなります

②徴収金引き落としの為の口座登録をお願い致します。

【口座登録について】

1. 登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。（有償）

2. 1.の受付手数料は、下記のとおりです。

楽天銀行・PayPay 銀行・GMO あおぞらネット銀行：350 円（税別）

上記銀行以外：500 円（税別）

3. 登録後 2 か月以内での請求を予定しております。

（例）4/1 入園の場合

5/7 までに登録完了されましたら、5 月請求分より引き落とし開始でき、登録手数料の請求は 6 月となります。

※社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性がございます。

上記タイミングは目安とさせていただきますようお願いいたします。

※請求状況につきましては、毎月中旬ごろに発行している請求書でご確認ください。

※同園内にご兄弟が在籍されている場合は、1 口座のみの登録で構いません。

(4) 保育料等の納付について

① 基本となる保育料は、区から引き落とし又は、振込通知書等が届けられますので、申請した銀行等へご入金下さい。

② 延長保育料や特別保育料金等、諸雑費は園から請求書をお渡ししますので引き落とし口座へご準備をお願いいたします。

※月末締め翌月概ね 27 日に引き落としとなります

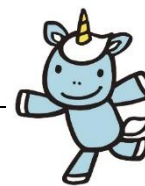
※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

(5) その他の保育園事業について

特別保育事業：時間延長保育、障がい児保育事業

地域子育て支援事業：地域交流事業、子育て支援に関する情報提供事業



6. 保育園の1年

4 月	☆入園式	10 月	ハロウィン ☆運動参観(2 歳児)
5 月	内科検診・尿検査 交通安全教室 ☆クラス懇談会(3～5 歳児)	11 月	秋の遠足(3～5 歳児) 内科検診 ☆生活発表会(3～5 歳児)
6 月	☆運動会(3～5 歳児) ☆クラス懇談会(1～2 歳児) 歯科検診	12 月	クリスマス会 おもちつき
7 月	みずあそび	1 月	お正月あそび
8 月	みずあそび なつまつり	2 月	節分あそび ☆個人懇談(5歳児) ☆クラス懇談
9 月	ゆうやけ保育(5 歳児)	3 月	お別れ会 ・ お別れ遠足 ☆卒園式

※☆印は保護者参加行事です。

※毎月 身体測定 避難訓練 消火訓練 安全点検 保育参加(4 月、5 月、8 月、3 月は除きます)

※年間行事は変更する事がございます。その場合はキッズダイアリー等で詳細をお知らせいたします。

7. 登降園について

- (1) 保育園への送迎は必ず保護者の方の責任において行ってください。
- (2) 午前9時 15 分までに登園できない場合や、欠席される場合は園までご連絡ください。
9:30 までに連絡がない場合は、園より確認のお電話を入れさせていただきます。
また、受診等で登園が遅れる時も、午前9時30分までにご連絡ください。給食が提供できる時間が決まっているため、ご連絡の際に合わせて登園予定時刻もお知らせください。ご連絡頂けない場合、給食の提供ができない事があります。なお、11 時 45 分までに登園していただかなければ安全衛生上、給食の提供ができなくなりますので、昼食を済ませてから登園してください。
- (3) 園舎の入り口はオートロックになっていますので、入園時にお渡しするセキュリティーカードでお入りください。セキュリティーカードは卒園退園時には必ず園へ返却をお願いいたします。**紛失時には 2,800 円(税込み) 徴収いたします。**またセキュリティー保護のため、紛失時には速やかに園にお申し出いただきますようお願いいたします。
- (4) お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が変更になる時は、必ずご連絡をお願いします。
30 分以上遅れた場合は保育園から連絡する事があります。

（お迎えに関する同意書を提出していただく事で、ご両親に関しては電話連絡がなくても、降園可能とさせていただきます）

- (5) 体調不良で欠席される場合は必ず電話でのご連絡をお願いします。
- (6) 車での送迎は近隣の方へのご迷惑となりますので禁止とさせていただきます。
- (7) 自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用に限らせていただきます。
- (8) 送迎時の保護者同士の園前道路や駐輪場での立ち話をご遠慮ください

8. 食事と離乳食

- (1) 当園の給食の特徴
自園調理を行います。

食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう毎月食育活動を行っております。			
給食 (昼食・おやつ)	お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。 栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しております。アレルギー食、宗教食に対応しております。			
食事提供時間		午前間食	昼食	午後間食
	0.1歳児	9時30分頃	11時頃	14時30頃
	2歳児	9時30分頃	11時頃	14時30頃
	3.4.5歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
献立等	毎月月末までに翌月の献立表をお渡しします。毎月「食育の日」はメニューが郷土料理になります。日々の給食は玄関付近のサンプルケースに展示します。献立の中にお子様は初めて食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しください、アレルギーの症状がないことを確認してください。			
食物アレルギー等の対応	食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。保育園ではアレルギー食への対応は、「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、お弁当持参をして頂くこともございます。			
衛生管理等	大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食（調乳を含む）従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。			
その他	朝食は大切ですので、必ず食べてから登園をお願いします。 遠足等でお弁当をお願いする場合があります。			

【第3章 保健と健康管理】

子どもの健康づくりは、家庭と園が一体となって取り組むことが大切です。保育園の生活は時にお子様の体に負担をかけてしまいます。お子様にいつもと違う様子が見られましたら、早めの病院受診をお勧めいたします。

1. 登園の条件について

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等）は、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

(1) 症状がある場合の登園の可否について

症状	登園を控える方が望ましい
発熱	解熱後 24 時間経過していない 37.5℃以上の発熱がある 24 時間以内に解熱剤を使用している
下痢	24 時間以内に 2 回以上の水様便がある（流行時は 1 回） 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする 37.5℃未満であっても体温上昇がある 登園前に排尿がない、機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
嘔吐	24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある（流行時は 1 回） 37.5℃未満であっても体温上昇がある 食欲がなく水分を欲しがらない 機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
咳	夜間入眠中に咳のために数回起きる 咳の音がゼイゼイやヒューヒューと聞こえる、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がある 喘息発作を起こしている ホクナリンテープを貼っている
発疹	発熱とともに発疹がみられる場合 原因不明の発疹があり、受診をしていない場合 感染症による発疹が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された場合 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合 発疹が顔面などにあって、患部をガーゼなどで覆えない場合 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合 痒みが強く手で患部を掻いてしまう場合



(2) 保育中に発病した場合のお迎えをお願いする基準

お子様の体調不良、悪化によりお迎えをお願いをすることがあります。その場合はできるだけ早いお迎えをお願いいたします。「仕事の都合ですぐのお迎えが難しい」「通勤に時間がかかる」などの場合に対応してもらえる方をあらかじめ決めておくなどのご協力をお願いいたします。

	お迎えに来ていただく場合
発熱	・38℃以上の発熱がある場合。 ・38℃に満たなくても、普段の様子と違う時 ・排尿回数がいつもより減っているとき ・食欲なく水分が摂れないとき ※けいれんが起きたとき（救急車を要請します）
下痢	・食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき ・腹痛を伴う下痢があるとき ・水様便が複数回みられるとき（流行時は1回）
嘔吐	・1回でも嘔吐があり、元気がなく機嫌、顔色が悪いとき ・2回以上の嘔吐がある時 ・吐き気が止まらないとき ・腹痛を伴う嘔吐があるとき ・下痢を伴う嘔吐があるとき
咳	・咳があり眠れないとき ・呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき ・少し動いただけでも咳が出るとき ・咳とともに嘔吐が数回あるとき
発疹	・発疹が時間とともに増えたとき

※上記の症状以外にもお子さまの体調がいつもと違う場合はご報告の為お電話させていただく事があります。
必ず連絡がつく電話番号をお知らせください。（特にいつもと違う勤務になる場合等）

2. 保育園とくすり

当園ではお薬をお預かりすることはいたしません。

ただし園生活において与薬を必要とする場合は事前にご相談ください。

受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の2回処方にしてもらう等、医師へ相談ください。

また、当園では怪我をした際には流水で洗浄し、消毒はしません。傷の大きさによっては絆創膏やガーゼを使用し、医療用テープで固定することもあります。

3. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

内科健診（全園児）	年2回実施
歯科健診	年1回実施
身体測定（身長・体重）	毎月実施
尿検査	年1回2歳児以上
視力検査	年1回2歳児以上

4. 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。当園の嘱託医は以下の通りです。

柳原医院 築山 正嗣	城東区東中浜 3 丁目 4-1	06-6962-2924
まるやま歯科クリニック 丸山 太郎	城東区鳴野東 1 丁目 9-12 マレ・ドゥ・カム 1 階	06-6965-6480

5. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」に記載されている感染症、または新型コロナウイルス感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。学校保健安全法に定められている一部の感染症では、「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」または「治癒証明書」が必要になりますので、登園の際に提出してください。

各種感染症については、厚生労働省・子ども家庭庁が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗いやうがい、消毒等）は取り組んでおります。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。

なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

6. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

睡眠時の死亡事故を防ぐために、保育園では睡眠時のお子様の呼吸の状態や姿勢などを以下の通りに観察しています。

0歳児	5分毎
1歳児、2歳児	10分毎
3歳児以降	15分毎

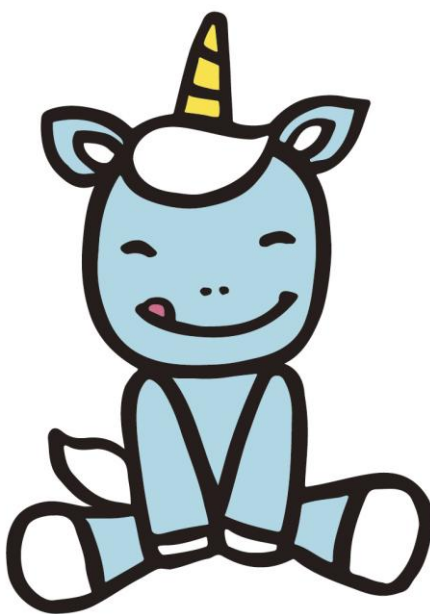
- ◆ 睡眠中のうつぶせ寝は死亡のリスクが高くなるため、仰向けに戻します。ご家庭でも、睡眠時にうつぶせ寝になっている場合は、仰向けに戻し、うつぶせ寝でなくても眠れるようにしていきましょう。
- ◆ 睡眠中の環境が暖かすぎると、呼吸が止まりやすくなることが知られています。そのため、午睡時に着用する衣服は裏起毛ではない素材を選ぶとよいです。同じ理由として、午睡時のかけものはフリース毛布などを避けた方が安全です。
- ◆ ご家庭で喫煙されている方がいる場合、睡眠中の死亡リスクが高くなりますので、喫煙はやめましょう。SIDSの詳細につきましては、リーフレットをご参照ください。

7. 予防接種

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

保育園は感染経路が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

※予防接種を受けた当日はご家庭でお子さまの様子をしっかりとみますようお願いいたします。接種翌日は体調がよければ登園していただけます。受けられた予防接種の種類、日時についてキッズダイアリーへのご入力をお願いいたします。



【第4章 家庭との連携】

1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの) 健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもトレジャーキッズてんのうでん保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

(1) 朝ごはんを食べてから登園しましょう

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるためにも朝ごはんを食べることはとても大切です。

朝ごはんを食べることで

- ◆ 体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆ 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆ 腸が刺激され、便秘の予防になります

(2) 熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。

お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。環境省や自治体からは、「暑さ指数 31 以上は『危険』であり外遊びをさせない」という勧告が出ておりますが、それ以下の場合の判断につきましては明確な基準がありません。そこで、当園では次のように考えて屋外活動（園庭あそびや散歩など）を中止します。

環境省熱中症情報予防サイトにて午前9時の[こども・車いす]の暑さ指数が厳重警戒(28～31℃)を超える場合、その日の日中は戸外活動をいたしません。

ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子・体調によっては屋外活動をしない場合があります。

(3) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒に出てください

「車は危ない」とわかっていても、こどもは急に走り出します。行方不明事故は、深刻な事故に繋がりがねません。送迎時のお子さまの安全確保は保護者様の責任の下でお願いします。

●保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉は頻繁に開閉します。その間にお子様が出て行ってしまうことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください

●安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのをみたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください

●朝は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、お子様の登園、人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともございますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

(4) こどもたちのかみつき・ひっかきについて

こどもに自我（「わたし」「ぼく」）が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」、「ほしいな、それ」、「わたし、やだ」…、このような気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。そのため、かみついたり、ひっかいたりという行動になります。または、お子様の目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようという気持ちも、お子様には全くありません。反対に「〇〇ちゃん、好き!」、「あそぼう!」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様たちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。時として私たちの言葉かけや働きかけが間に合わないこともあります。保育者はお子様たちがかんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉にするよう伝えます。

かみつきやひっかきは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかき起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。

また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝えしていきます。

保護者様の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互いに関わり合いながら育っていく姿をしっかりと見守っていきましょう。

(5) 事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックをしています。

その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまう、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

乳児の保護者の方はもちろん、年中・年長児の保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」とお思いにならず、他のお子さんの安全をお考えください。

- ◆ 身に着けて登園できないもの
 - ◇ 飾りのついたヘアゴム、シリコン製のヘアゴム、ヘアピン
 - ◇ 虫よけパッチ(シール)、虫刺されパッチなど体に張り付けてくる薬剤・医薬品・医薬部外品。
- ◆ 身に着けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの
 - ◇ 絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど
 - ◇ 気管支拡張剤(咳止め)テープ
- ◆ 園の活動中に身に着けることができないもの
 - ◇ フードつきの衣服(パーカー、ダウンジャケットなど)
 - ◇ つかまり立ち以上の動きができるようになったお子様のつなぎの衣服
- ◆ カバン等につけて持参できないもの
 - ◇ ボールチェーンのキーホルダー、音のなるキーホルダー、光るキーホルダー

園では、シールやテープ、ビニール、食事用のラップが落ちていたり、お子様や職員の体についていたりしないかを日常の活動の中で確認しています。また、机やロッカーなどに貼られているテープの「はがれ」もチェックと補修をしています。小さいお子様がいらっしゃるご家庭では、同じようにお気をつけいただければと思います。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長などにお声掛けください。

(6) お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外の顔がわかる写真を Instagram、Facebook、ブログ等にアップされませんよう、ご配慮をお願いいたします。
- ◆ 他のお子様(たち)が写っている写真をアップしたい場合は、必ずそのお子様(たち)の保護者様の了解を得るか、または他のお子様の顔を画像処理してください。

ご家庭には、さまざまなご事情があります。居所を隠してお住まいのご家族がいらっしゃる場合もございます。「自分の友人だけに配信するのだから」とお考えでも、転送や共有、「いいね!」を繰り返すうちに、思いもしない人の手に写真が渡ってしまうこともあります。

独立行政法人 情報処理推進機構は 2015 年 5 月の連休に合わせて、投稿写真からプライバシーが漏洩する危険性について注意喚起をしています。(詳しくは「情報処理推進機構 ゴールデンウィーク (GW) の行楽写真を投稿する際はご注意ください」で検索)

保護者様の間で「わが子の写真を載せないで」、「みんなの写真を載せないで」とお互いに伝えにくい場合は、園長にお伝えください。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

2 保護者様のご連絡について

保護者様へのご連絡は緊急連絡簿に記載頂いた第 1 緊急連絡先から順に連絡させていただきます。

お仕事がお休みの場合は、必ずお知らせください。また、研修や出張等でいつもと連絡先が異なる場合も必ずお知らせください。

3 緊急時の連絡方法

(1) 緊急連絡先について

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡先の用紙に記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。**記入後に勤務先や住所に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。**変更箇所の訂正をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

- 緊急時は、この書類に記載してあります第 1 緊急連絡先から順に連絡いたしますので、必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。
- 緊急時、園に連絡がつかない場合は、大阪本部保育事業部へご連絡ください。

＜株式会社セリオ 06-6442-0600＞

(2) 大地震・火災等 緊急を要する場合の対応

保育園は、お預かりしているお子さんを災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のことにご協力をお願いいたします。

非常災害が発令された場合、または現実には非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。

避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはお断りします。災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時(園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等)は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

＜災害時避難場所＞

	名 称	住 所
広域避難場所	天王田公園	城東区東中浜 7 丁目-1
一時避難場所	城東小学校	城東区嶋野東 3-16-41

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代替の方（代理引取り人）をあらかじめ「緊急時連絡・引き渡しカード」に記入してお知らせください。

※園児の引き渡しは、名簿確認のうえで行いますので、迎えにきた際には必ず職員に確認後、降園していただきますようお願いいたします。緊急時代理引き取り人の方は身分証明書をご提示ください。

(3) 自然災害時の対応

台風・地震・津波などで、大阪市内に「暴風警報」「特別警報」及び城東区において、「大阪市防災アプリ」で河川氾濫の警戒レベル 3（高齢者等は避難）、警戒レベル 4（全員避難）が発令された場合、児童の安全確保のため、次のように対応します。

■午前 7 時までに大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が解除された場合
→通常保育となります。（軽食あります）

■午前 7 時現在大阪市内に「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が発令されている場合
→自宅待機いただきますようお願いします。

■午前 10 時までに大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が
解除された場合→園内の安全確認後開園いたしますので、事故の無いように登園してください。

■午前 10 時までに大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が
解除されない場合→臨時休園とします。

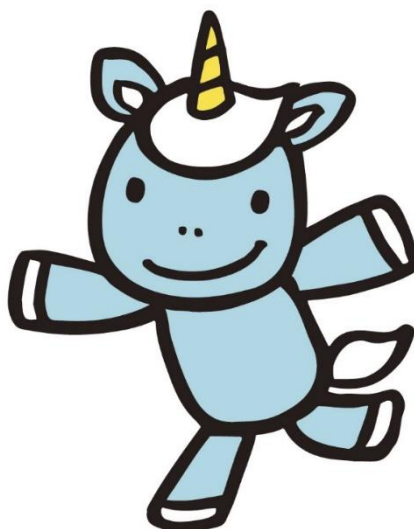
■保育時間中に大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が発令された場合
→できるだけ早く園児のお迎えをお願いします。キッズダイアリーでご連絡いたしますが、必ず連絡がとれるようにしておいてください。

■ただし、大雨警報等が発令された場合も、保育園の判断により、自宅待機または、園児のお迎えをお願いする事もあります。

■水害の恐れがある場合は、本園 2 階に避難します。

4 非常災害対策

防犯設備	門扉、および玄関扉電気錠	
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有	
消防計画届出年月日	2019 年 3 月 29 日	
防火管理者	園長 松永 里美	
定期訓練	避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年 1 回実施	
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開園時間外を含む）、引き続き児童を保護します。	
災害時安否情報メール	保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信（キッズダイアリー）を行っています。 この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。	
災害備蓄品	水	水 おおよそ 2 日分
	非常食	わかめごはん、おかゆ、クラッカー おおよそ 2 日分、ミルク
	防災頭巾	乳児用 12 個、幼児用 78 個
	ヘルメット	幼児 50 個 職員人数分
	その他	保温シート 30 枚、クッションマット 6 個、拡声器 1 台、非常用持ち出し袋 6 個 他



5. 緊急時の対応

対応方法	児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
消防・救急	管轄	城東消防署
	所在地	大阪市城東区中央 3-4-20
	連絡先	06-6931-0119
警察	管轄	城東警察署
	所在地	大阪市城東区中央 1-9-41
	連絡先	06-6934-1234
嘱託医	管轄	柳原医院
	所在地	大阪市城東区東中浜 3 丁目 4 番 1 号
	連絡先	06-6962-2924
嘱託歯科医	管轄	まるやま歯科クリニック
	所在地	大阪市城東区嶋野東 1 丁目 9-12 マレ・ドゥ・カルム 1 階
	連絡先	06-6965-6480

6. 家庭と保育園との連絡について

- ① 保育園から保護者様への連絡については、緊急連絡先カードに記載されている勤務先の電話に連絡させて頂きます。携帯電話への連絡は基本的にはお断りさせて頂いております。
- ② 住所及び勤務先、勤務時間等に変更があった場合は必ずお知らせください。所定の用紙にて変更届が必要になります（届出用紙は園にあります）
- ③ 保育園から家庭への連絡は、キッズダイアリーや印刷物（おたより）又は、掲示板等で行います。期日のあるものは、必ず提出期限をお守りください。
疑問やご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。ご家庭と保育園の連絡を密に行っていきたいと思います。
- ④ 0 歳児から 2 歳児のキッズダイアリーは、毎日ご入力又は確認をお願いします。3 歳児以上も体温とお迎え時間は記入いただき、適宜ご確認頂きますようお願いいたします。

7. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

(1) 目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること

(2) 解決の体制について

◆保育園

受付担当者	主任保育士
解決責任者	園長
連絡先	06-6923-9700 ※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。

◆第三者委員

氏名	社会保険労務士法人 和（なごみ） 加藤 / 佐々木
連絡先	06-6942-0753

◆その他の相談・苦情受付窓口

部署名	株式会社セリオ 保育事業部
連絡先	06-6442-0600

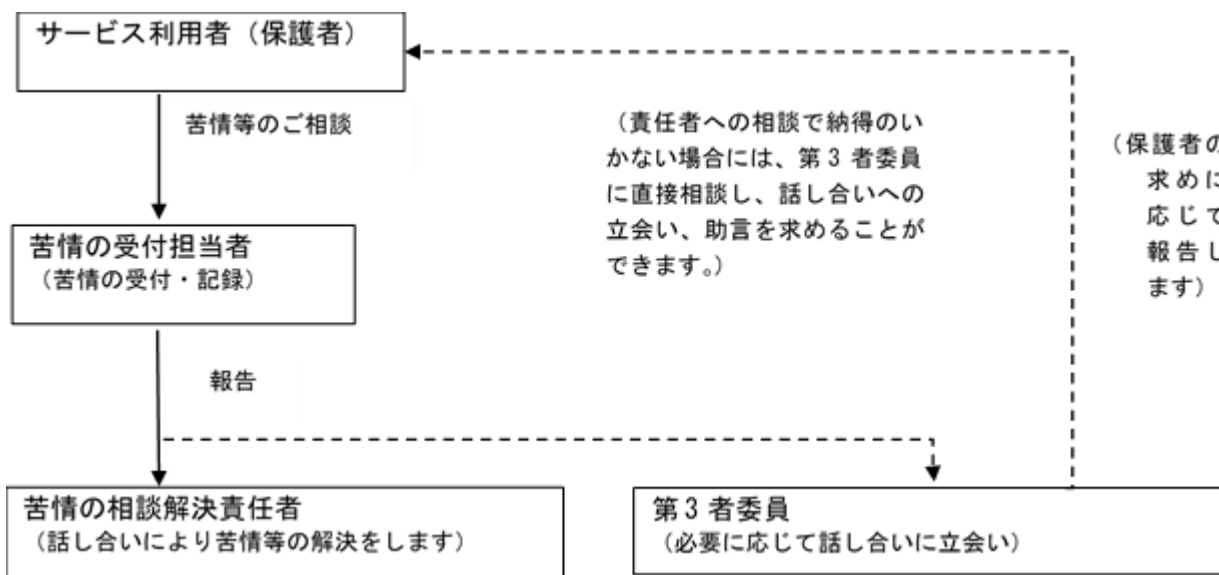
(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



(4) 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。

個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に努めます。

8. 虐待防止等の措置について

体制整備等	当保育園では、児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、不適切な保育や関りが行われないよう、マニュアルの策定など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	保護者様、関係各位において、児童に不適切な養育の兆候や虐待が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。（児童虐待防止法に規定）

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。
登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

*** 不適切な保育防止マニュアルより抜粋**

9. 第三者評価について

認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年10月 受審	令和6年12月公表
自己評価の実施状況	毎年度実施予定	

10 利用者に対する保険

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度
保険の内容	保育園の管理下における児童の災害につき、保護者に災害共済給付を行う
保険掛け金額	年間 210 円

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（賠償責任保険）
保険の種類	賠償責任保険（施設・生産物）、傷害保険
保障内容／金額	【賠償責任保険】 施設対人(1 名につき) 1,000,000,000 円

11 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

（1）当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密保持を厳守します。

区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

（2）写真動画掲載について

ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して 本園では、保護者様だけではなく、地域の皆様や本園に入園を希望される方々にも、本園の活動状況を広く広報することにより、本園の運営に対してよりご理解をいただきたいと考えております。そのため、元気いっばいにいきいきと保育園生活を過ごしている園児たちの姿を写真に収め、弊社のホームページ、パンフレットや園内掲示板に留まらず、幅広い媒体に掲載していきたいと考えております

【写真や動画の内容】

- ・日ごろの園児の生活や活動の様子
- ・行事での保護者様と園児の様子
- ・園児の作品や制作物

※ 掲載媒体等

- ・会社パンフレット、園紹介パンフレット
- ・園内掲示板
- ・弊社のホームページ、Facebook、ブログ、Instagram、TikTok、YouTube などネット媒体

※ 不掲載・訂正・削除

- ・同意いただけない場合は掲載・投稿いたしません。
- ・掲載・投稿後でもご要望に応じて訂正・削除いたします。

12.写真販売について

保育園での生活やあそび、行事などの様子を職員やプロのカメラマンが撮影した写真を株式会社スタジオアリスが運営する「インターネットスクールフォトサービス“egao”」を通じ、インターネット上にてご購入していただいています。写真はL版と集合写真が主で、データのダウンロードも可能です。

公開、販売に際しては、スクールID、ユーザーID、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただきますよう、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願い致します。

写真購入に関しましては、保護者様より直接スタジオアリスで購入していただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。

13. 宗教について

宗教活動、政治活動、営利活動 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください